

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2024年10月28日(月)

今週のことば

首相指名選挙

衆院選の結果、与党の獲得議席は過半数(233議席)を下回る215議席だったため、来月行われる特別国会での首相指名選挙をめぐる各党の動向が注目されている。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

10/28(月) 仏滅
29(火) 大安
30(水) 赤口 H3ロケット4号機打ち上げ
31(木) 先勝 8月決算法人の確定申告ほか、ハロウィン
11/ 1(金) 仏滅 旧暦10月1日、フリーランス保護新法施行
2(土) 大安
3(日) 赤口 文化の日

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
10/21(月)	38,955 ▼27	149.83 △0.25
22(火)	38,412 ▼543	150.99 ▼1.16
23(水)	38,105 ▼307	152.35 ▼1.36
24(木)	38,143 △38	152.12 △0.23
25(金)	37,914 ▼229	151.94 △0.18

年末調整時の定額減税に関するQ&A

定額減税の実施に伴い、令和6年分の年末調整を行う際は、年末調整時点の同一生計配偶者及び扶養親族の人数に基づき定額減税額(年調減税額)を算出し、年間の所得税額の計算を行う必要があります。

◆ Q & A

Q. 年調減税の対象となる方は?

A. 原則として年末調整の対象となる方が年調減税の適用を受けますが、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1805万円を超える方は年調減税額を控除しないで年末調整を行います。なお、給与収入2千万円超の方などは確定申告で精算します。

Q. 年調減税の際には新たな申告書が必要?

A. 年調減税額の計算に含める同一生計配偶者の有無や扶養親族の人数は、扶養控除等申告書や配偶者控除等申告書で把握します。なお、合計所得金額1千万円超の給与所得者の同一生計配偶者は、配偶者控除等申告書に記載できませんが「年末調整に係る申告書」を提出することで含めることができます。

Q. 月次減税額の計算に含めた扶養親族等に変更があった場合は?

A. 月次減税額の計算に含めた同一生計配偶者又は扶養親族でも、年末時点で合計所得金額が48万円超となる場合や非居住者となる場合は年調減税額の計算に含めないため、差額は年末調整で精算します。なお、亡くなった場合は死亡日の現況で同一生計配偶者又は扶養親族に該当するかを判定します。

Q. 扶養控除等申告書等以外の様式は使用できる?

A. 記載すべき事項が全て記載できる場合は、扶養控除等申告書等以外の様式で年調減税額の計算に含める扶養親族等の提出を受けることも可能です。

■この記事の詳細は、情報BOX201541

年末にふるさと納税を行う場合の注意点

ふるさと納税は年間を通じて行うことができますが、11月~12月にかけて申し込みを行う方が多くなります。

令和6年分のふるさと納税として税金の控除を受けるには寄附金の支払いが年内に完了している必要がありますが、年内の受付を早めに締切る自治体もありますので、年末にふるさと納税を行う方は寄附先の期限を確認しておきます。

また、確定申告が不要な給与所得者等で、寄附先が5自治体以内の方は確定申告をしなくても税金の控除が受けられる「ワンストップ特例」を利用できますが、寄附先の自治体へ申請書等を翌年1月10日までに提出する必要があります。

毎年11月は「下請取引適正化推進月間」

本年11月からフリーランス法が施行されますが、11月は毎年「下請取引適正化推進月間」として、下請法の普及・啓発が行われます(今年度の標語は「賃上げと 労務費転嫁を 両輪に」)。

現在、多くの事業者が原材料の高騰や賃上げなどの影響を受けていますが、親事業者は「買ったたき」や「減額」などに該当する行為をしないように注意します。また、11月以降に親事業者が下請代金の支払手段として60日を超える手形等を交付した場合は指導の対象となります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和6年分の年末調整で行う定額減税に関する事務

◆概要

令和6年分所得税について「定額減税」が実施されていることに伴い、年末調整の際には年末調整時点の定額減税の額（以下「年調減税額」）を算出し、年間の所得税額の計算を行います。

◎年末調整の際に定額減税の対象となる人

年末調整の対象となる人が、原則として年調所得税額（年末調整により算出された所得税額で、住宅借入金等特別控除の適用後の金額）から年調減税額を控除する年調減税の対象者となります。

ただし、年末調整の対象となる人のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円（所得制限）を超える人※は、年調減税額を控除せずに年末調整を行うこととなります。なお、給与収入が2,000万円を超える人は年末調整の対象外なので、確定申告により精算を行います。

※例えば、給与収入1,900万円（給与所得1,705万円）で、不動産所得200万円の場合など

◎年調減税額の計算

年調減税額は、「本人30,000円」と「同一生計配偶者及び扶養親族1人につき30,000円」との合計額となります。年調減税額の計算に当たっては「扶養控除等（異動）申告書」や「配偶者控除等申告書」などから、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族（いずれも居住者に限る）の人数を確認することとなります。

なお、令和6年中の合計所得金額の見積額が1,000万円超の給与所得者の同一生計配偶者について、年調減税額の計算に含める場合には「年末調整に係る定額減税のための申告書」（以下、「年末調整に係る申告書」）※にその配偶者を記載して年末調整時までに提出する必要があります。※年末調整に係る申告書は基礎控除申告書、配偶者控除等申告書等との兼用様式です。

◎年調減税額の控除

年調所得税額から年調減税額の控除（年調所得税額が限度）を行い、控除後の金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。

◆Q & A

Q. 配偶者控除等申告書に記載されている配偶者であれば、年調減税額の計算に含めますか。

A. 年調減税額の計算に含める配偶者は、①給与所得者から年末調整時までに提出された配偶者控除等申告書に「控除対象配偶者」として記載された配偶者、又は②給与所得者から年末調整時までに提出された「年末調整に係る申告書」に「令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下である配偶者」として記載された配偶者です。配偶者控除等申告書に記載された「配偶者特別控除の適用を受ける配偶者」は、年調減税額の計算に含みません。

Q. 月次減税額の計算に含めた同一生計配偶者等が、令和6年12月31日時点では非居住者となる見込みの場合は、その同一生計配偶者等は年調減税額の計算に含めますか。

A. 「居住者である同一生計配偶者」や「居住者である扶養親族」に該当するかどうかは、原則として令和6年12月31日の現況で判定しますので、月次減税額の計算に含めた同一生計配偶者等でも、年の中途中で出国し非居住者となった場合は年調減税額の計算に含めません。

※月次減税額と年調減税額との間に差額が生じる場合には、年末調整時に精算が行われます。

Q. 月次減税額の計算に含めた同一生計配偶者が就職し、令和6年分の合計所得金額が48万円超となる見込みの場合、その配偶者は年調減税額の計算に含めますか。

A. 月次減税額の計算に含めた同一生計配偶者又は扶養親族でも、令和6年12月31日の現況で合計所得金額が48万円超となる場合は、年調減税額の計算には含めません。

Q. 年の中途中で出生した子どもについて、月次減税額の計算に含まれていませんが令和6年12月31日時点では扶養親族になる場合、年調減税額の計算に含めますか。

A. 令和6年12月31日時点で扶養親族となるのであれば、年末調整時までに扶養控除等申告書（住民税に関する事項）に記載することで年調減税額の計算に含まれます。なお、その子どもが他の給与所得者が提出する扶養控除等申告書（住民税に関する事項）において扶養親族として記載されている場合には、いずれかの給与所得者の定額減税額の計算に含めることとされています。

Q. 月次減税額の計算に含めた扶養親族が年の中途中で亡くなった場合はどうなりますか。

A. 年の中途中で亡くなった場合は、その死亡の日の現況で扶養親族に該当すると判定されるのであれば、年調減税額の計算に含まれます。

Q. 扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書又は年末調整に係る申告書以外の様式を使用して、従業員から年調減税額の計算に含める配偶者や扶養親族の氏名等の提出を受けてもいいですか。

A. 法令で定められた記載すべき事項が漏れなく記載できるのであれば、扶養控除等申告書等以外の様式を使用して、従業員から年調減税額の計算に含める配偶者や扶養親族の氏名等の提出を受けて差し支えありません。